

## (仮称)函館市興行場法施行条例の制定について

### 1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、興行場法が改正されたことに伴い、これまで北海道が定めていた興行場の設置場所の基準およびその構造設備の基準ならびに衛生に必要な措置について、本市の条例で定めようとするものです。

### 2 条例で制定する内容

条例の制定にあたっては、現行の基準である北海道条例および運用実績を検討した結果、北海道条例と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、以下の項目について北海道条例と同じ内容を本市の条例で定めることとしました。

#### (1) 興行場の設置の場所の基準

公衆衛生上必要な興行場の設置の場所の基準として、排水の状況等が入場者の衛生に支障がないことや、採光および換気に支障がないよう適当な空間が確保される場所が必要となりますことから、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

#### (2) 構造設備の基準

構造設備の基準として、清掃・排水が容易であり、ねずみや昆虫等の侵入を防止できる構造であることや、観覧室は、ロビー、食堂、便所、売店等と隔壁等で区画されていることが必要となり、また観覧席が一定以上の床面積の大規模な興行場においては、ごみの集積場所の設置についても基準が必要となります。

こうしたことから、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

#### (3) 衛生に必要な措置の基準

興行場の衛生保持のための措置として、施設内の清掃、ねずみや昆虫等の定期的な駆除を義務づけることや、換気設備、暖房設備、照明設備等の保守点検や整備補修が必要となります。

また、救急医薬品等の常備や入場者の事故等への対応、伝染病の従業員（疑いも含む）を業務に従事させないことや喫煙所以外での喫煙禁止等の衛生的措置に配慮することが必要となります。

こうした衛生に必要な措置について、北海道の条例と同じ基準を本市の条例で定めます。

(4) 参考資料

- ・【別添】「興行場法施行条例」（昭和59年7月30日北海道条例第56号）

### 3 施行日

- ・平成25年4月1日を予定しています。